

業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する
意見募集の実施について

本機関の委員会の議論等に適切に対応するため、本機関の業務規程及び送配電等業務指針を一部変更（別紙2及び別紙3）するにあたり、別紙1により本機関ウェブサイトにて意見募集を実施する。

意見募集の期間は、別紙1のとおり、2025年4月2日（水）から2025年4月22日（火）（21日間）とする。

（注）今回の業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第178条第2項の規定により、意見募集を実施するものである。

<参考>業務規程

（意見の聴取等）

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2 （略）

（送配電等業務指針の変更に関する調査・検討）

第178条 （略）

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

以上

別紙1：業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について

別紙2：業務規程の変更案

別紙3：送配電等業務指針の変更案

(参考)

業務規程及び送配電等業務指針の変更について

業務規程及び送配電等業務指針の変更の概要は下記のとおり。

記

1. 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する規定の変更

- ・需給状況悪化時の連系線のマージン又は拡大した運用容量の使用要件に関する変更
- ・2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：業務規程第116条（変更）】

2. その他規定の変更

- ・用語や定義の一部見直し等
- ・2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：業務規程第2条、第121条、第123条の2、第125条、
第131条、第132条、第134条、第143条、
第143条の2～第143条の5（変更）

送配電等業務指針第88条の2、第93条、第97条、第103条、
第138条、第139条、第140条、第141条、
第153条の3、第209条の2、第221条(変更)】

以 上

2025年4月2日
電力広域的運営推進機関

業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について
(意見募集期間:2025年4月2日(水)~2025年4月22日(火))

本機関の業務規程及び送配電等業務指針を一部変更するにあたり、意見募集を実施します。

1. 意見募集の趣旨

本機関の委員会の議論等に適切に対応するための変更です。

今回の業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第178条第2項の規定により、意見募集を実施するものです。

<参考>

(意見の聴取等)

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2 (略)

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

第178条 (略)

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2. 意見募集の対象

今回の意見募集の対象となる、業務規程・送配電等業務指針の変更箇所は以下の資料のとおりです。説明資料として、「業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について」をご覧ください。

(1) 業務規程の変更案

(2) 送配電等業務指針の変更案

【説明資料】 業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について

3. 意見募集の期間

2025年4月2日（水）から2025年4月22日（火）（21日間）

4. 意見提出方法

ご意見は、所定の「意見提出様式」で、電子メールによる添付、もしくは郵送により提出してください。電話によるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 電子メールによる場合

電子メールアドレス k-ikenboshuu@occto.or.jp
電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛
<2025年4月22日（火） 17時必着>

② 郵送による場合

〒135-0061
東京都江東区豊洲 6-2-15 電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係
※郵送の場合は、封筒もしくはハガキに「意見募集（総務部）に対する意見提出」と朱書きいただきますようお願いいたします。
<2025年4月22日（火） 必着>

5. 記入事項

電子メールによる添付による場合、郵送にてお送りいただく場合、いずれの場合も以下の事項をご記入ください。

- ① 法人名又は団体名
- ② 連絡先（担当者氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）
- ③ 意見 ※ 意見の対象となる条項番号についても記載してください。

【意見提出様式】

意見提出様式（業務規程及び送配電等業務指針変更案用）

6. 記入にあたっての留意事項

- 提出していただくご意見は日本語に限ります。
- 今回、意見募集対象は、上記2.に掲げる文書の内容に関するものとします。これ以外のご意見につきましては対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見は1件あたり理由も含め1,000文字以内とします。意見が1,000文字を超える場合、その内容の要旨をご意見の先頭に記載してください。

7. その他

- 皆様からお寄せいただいたご意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご記入いただいた連絡先は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の本機関からの連絡・確認のために利用します。
- お寄せいただいたご意見については公表する予定であり、その場合、法人または団体名に限りその名称を併せて公表させて頂く場合があります。
- 皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。

【意見募集に関するお問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛
メールアドレス：k-ikenboshuu@occto.or.jp

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 216 1457 289">平成27年4月1日施行 令和7年4月1日変更</p> <p data-bbox="587 632 982 726">業務規程</p> <p data-bbox="483 1304 1086 1356">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2852 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 632 2377 726">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1304 2481 1356">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和7年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和7年4月1日変更 <u>令和7年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 「混雑処理」とは、<u>連系線の混雑</u>を解消するための措置をいう。</p> <p>二十三～三十七 (略)</p> <p>三十八 「<u>1時間前取引</u>」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの<u>電気の取引</u>をいう。</p> <p>三十九～四十五 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 「混雑処理」とは、<u>混雑</u>を解消するための措置をいう。</p> <p>二十三～三十七 (略)</p> <p>三十八 「<u>時間前取引</u>」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの<u>電気の取引</u> (<u>当該実需給に係る翌日取引以前の電気の取引を除く。</u>)をいう。</p> <p>三十九～四十五 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、<u>連系線のマージン及び運用容量拡大分</u>を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、<u>連系線のマージン又は運用容量拡大分</u>を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、一般送配電事業者たる会員への電気の供給に際し、連系線以外の流通設備の混雑の発生により、連系線の空容量を使用した電気の供給を全部又は一部制限する必要がある場合は、連系線(当該混雑の発生により空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。)のマージン又は運用容量拡大分を使用する電気の供給の指示又は要請を行うことができる。</u></p>
<p>(指示に係る措置を取っていない場合の報告)</p> <p>第121条 本機関は、法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る<u>措置を取っていない</u>と認めるときは、同条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。</p>	<p>(指示に係る措置をとっていない場合の報告)</p> <p>第121条 本機関は、法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る<u>措置をとっていない</u>と認めるときは、同条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。</p>
<p>(需給状況悪化時等の1時間前取引の取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、<u>1時間前取引</u>の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>	<p>(需給状況悪化時等の時間前取引の取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、<u>時間前取引</u>の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>
<p>(連系線の管理の原則)</p> <p>第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は<u>1時間前取引</u>に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。</p>	<p>(連系線の管理の原則)</p> <p>第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は<u>時間前取引</u>に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。</p>
<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順に<u>したがって</u>、短周期広域周波数調整のための利用枠(短周期周波数調整</p>	<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順に<u>従って</u>、短周期広域周波数調整のための利用枠(短周期周波数調整</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。)を確保する。 一～五 (略)	に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。)を確保する。 一～五 (略)
(長周期広域周波数調整) 第132条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の <u>手順にしたがって</u> 、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 (略)	(長周期広域周波数調整) 第132条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の <u>手順に従って</u> 、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 (略)
(連系線の計画潮流の管理) 第134条 本機関は、次の各号に定める <u>手順により</u> 、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び <u>1時間前取引</u> において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。 二～五 (略)	(連系線の計画潮流の管理) 第134条 本機関は、次の各号に定める <u>手順に従って</u> 、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び <u>時間前取引</u> において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。 二～五 (略)
(混雑処理) 第143条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる <u>手順により</u> 、 <u>混雑処理</u> を行う。 一 本機関は、第143条の2で定める <u>抑制順位により</u> 、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号の規定により <u>混雑処理</u> を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の <u>減少に伴う混雑</u> が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、 <u>混雑処理</u> を行わない。	(連系線の混雑処理) 第143条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる <u>手順に従って</u> 、 <u>連系線の混雑処理</u> を行う。 一 本機関は、第143条の2で定める <u>抑制順位に従って</u> 、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号の規定により <u>連系線の混雑処理</u> を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の <u>減少に伴い連系線に混雑</u> が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、 <u>連系線の混雑処理</u> を行わない。
(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 本機関は、 <u>混雑処理</u> に当たっては、次の各号の <u>順にしたがって</u> 、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一 翌日取引及び <u>1時間前取引</u> に係る計画潮流 二 (略) 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、 <u>混雑</u> の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	(連系線の混雑処理における抑制順位) 第143条の2 本機関は、 <u>連系線の混雑処理</u> に当たっては、次の各号の <u>順に従って</u> 、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一 翌日取引及び <u>時間前取引</u> に係る計画潮流 二 (略) 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、 <u>連系線の混雑</u> の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。
(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理) 第143条の3 本機関は、 <u>混雑処理</u> において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。	(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理) 第143条の3 本機関は、 <u>連系線の混雑処理</u> において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。
(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、 <u>緊急の混雑処理</u> が必要と認めるときは、第143条の2	(緊急時の <u>連系線の混雑処理</u> 方法) 第143条の4 本機関は、第127条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、 <u>緊急に連系線の混雑処理</u> が必要と認めるときは、第14

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに<u>混雑処理</u>を行い、緊急抑制を終了する。</p>	<p>3条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに<u>連系線の混雑処理</u>を行い、緊急抑制を終了する。</p>
<p>(<u>混雑処理</u>の対象外とする計画潮流等) 第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を<u>混雑処理</u>の対象としない。 一・二 (略)</p>	<p>(<u>連系線の混雑処理</u>の対象外とする計画潮流等) 第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を<u>連系線の混雑処理</u>の対象としない。 一・二 (略)</p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本規定は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 216 1457 289">平成27年4月28日施行 令和7年4月1日変更</p> <h1 data-bbox="388 720 1181 814">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="483 1436 1086 1488">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2843 289">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1783 720 2576 814">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1878 1436 2481 1488">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 <u>令和7年4月1日変更</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、<u>工事費負担金契約締結前に</u>、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、<u>第103条第1項に定める工事費負担金契約の締結前に</u>、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(連系予約の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容に<u>したがって</u>、連系予約を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(連系予約の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容に<u>従って</u>、連系予約を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(連系予約の確定)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。</p> <p>一 系統連系希望者が、連系承諾後1か月を超えて<u>工事費負担金契約</u>を締結しない場合</p> <p>二 系統連系希望者が、<u>工事費負担金契約</u>に定められた工事費負担金を支払わない場合</p> <p>三 (略)</p>	<p>(連系予約の確定)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。</p> <p>一 系統連系希望者が、連系承諾後1か月を超えて<u>第103条第1項に定める工事費負担金契約</u>を締結しない場合</p> <p>二 系統連系希望者が、<u>第103条第1項に定める工事費負担金契約</u>に定められた工事費負担金を支払わない場合</p> <p>三 (略)</p>
<p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、<u>工事費負担金の額</u>、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、<u>一般送配電事業者等と工事費負担金の額</u>、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定は、混雑緩和希望者又は第131条の19第1項の規定による応募を行った追加混雑緩和希望者が、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて工事費負担金契約を締結する場合に準用する。この場合において、「系統連系希望者」とあるのは、「混雑緩和希望者又は第131条の18の規定による追加混雑緩和希望者」と、「連系承諾後」とあるのは、「第131条の23の規定による回答後」と、「連系等に必要な工事」とあるのは、「系統増強工事」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）</p>	<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び<u>1時間前取引</u>による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）</p> <p>3～5 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表 8－1 （略）</p>	<p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び<u>時間前取引</u>による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）</p> <p>3～5 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表 8－1 （略）</p>
<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 発電契約者、<u>1時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8－2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が<u>1時間前取引</u>により販売する電気又は調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>3 発電契約者、<u>1時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表 8－2 （略）</p>	<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 発電契約者、<u>時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8－2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が<u>時間前取引</u>により販売する電気又は調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>3 発電契約者、<u>時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表 8－2 （略）</p>
<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつ</p>	<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつ</p>

変更前（変更点に下線）							変更後（変更点に下線）							
<p>て、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業者又は配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が<input type="text" value="入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。"/>、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>							<p>て、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業者又は配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順に従って、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が<input type="text" value="入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容に従って、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。"/>、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>							
（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出）							（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出）							
第141条 （略）							第141条 （略）							
別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	翌日の30分 ごとの需要電 力量	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量

変 更 前 (変更点に下線)						変 更 後 (変更点に下線)					
			(下げ)	(下げ)	(下げ)				(下げ)	(下げ)	(下げ)
(※1) 提出日が休業日の場合も含む。 (自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第4号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一 出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する流通設備の潮流状況 二・三 (略)						(※1) 提出日が休業日の場合も含む。 (自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第6号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一 出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する流通設備(連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。)の潮流状況 二・三 (略)					
(承認を受けた電源等の取扱い) 第209条の2 (略) 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条の規定による混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。						(承認を受けた電源等の取扱い) 第209条の2 (略) 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条の規定による連系線の混雑処理がなされた場合であっても、連系線の混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。					
(緊急時の発電設備等の出力の調整) 第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力システムの安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。						(緊急時の発電設備等の出力の調整) 第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による連系線の混雑処理を行うまでの間の電力システムの安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。					

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

本指針は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2025年4月2日

電力広域的運営推進機関

- 本機関の委員会の議論などに適切に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。
 1. 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する規定の変更（業務規程）
 - 需給状況悪化時の連系線のマージン又は拡大した運用容量の使用要件に関する変更
 - 2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
 2. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
 - 用語や定義の一部見直し等
 - 2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

1. 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する規定の変更（業務規程）
 - 需給状況悪化時の連系線のマージン又は拡大した運用容量の使用要件に関する変更

需給状況を改善するためエリア間の電力融通（エリア間補正融通※1）を本機関が指示するに当たって、連系線の空容量には余裕があっても、地内系統の混雑の影響により空容量の使用を制限する必要が生じ、当該連系線を通じた融通量に制約が生じた事象がすでに発生している。本機関が需給状況を改善するために指示又は要請を行う際、こうした制限が生じるケースは、電源のノンファーム型接続の導入拡大等に伴い、今後一層増加していく可能性が高い※2。

※1 本機関が、エリア予備率3%未満の見通しのエリアへ、それ以外のエリアから必要な電気を供給するよう指示することで、受電エリアの需給バランスを確保する措置。

※2 第86回 広域系統整備委員会（2025年1月15日）。



これら状況を考慮し、本機関が需給状況を改善するための指示又は要請を実施するに当たって、連系線に空容量があっても、地内系統の混雑の発生により、当該連系線の空容量を使用した電気の供給を制限せざるをえないときは、空容量の不足する別の連系線のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを、本機関の業務規程において明確化する※3ことで、電力の安定供給に万全を期す。

※3 現行の業務規程では、連系線の空容量が不足する場合に、連系線のマージン又は拡大した運用容量を使用することができることを規定しているが、空容量に余裕があってもその使用が制限される場合に、空容量が不足する別の連系線のマージン等を使用できることについて規程上明確ではない。なお、マージンは、連系線の空容量のうち電力系統の異常時等への備えとして、平時は使用せずに確保しておく容量をいう。



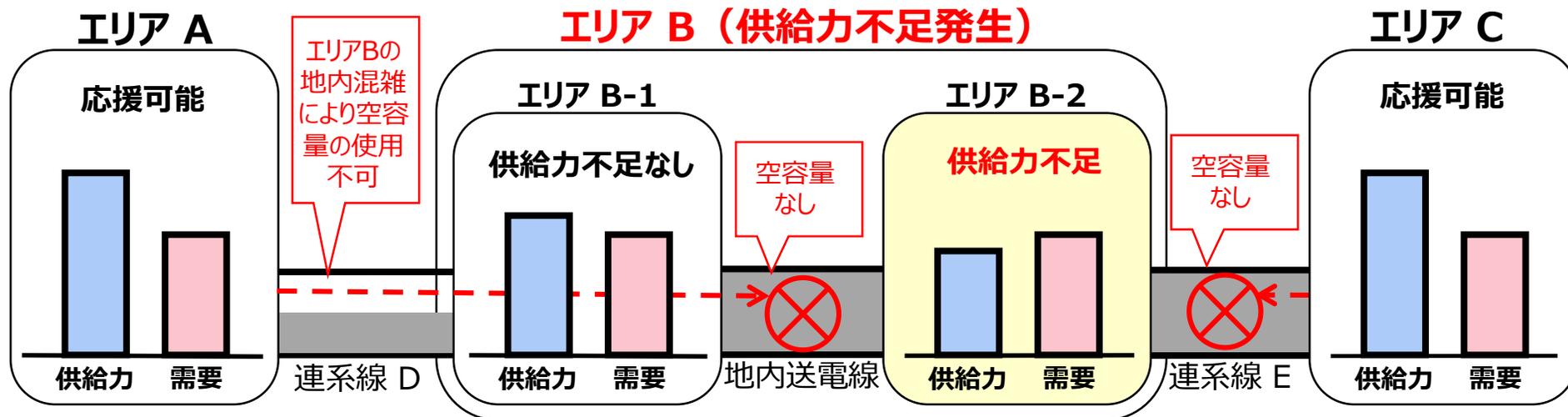
これに対応するため、連系線のマージン又は拡大した運用容量の使用に関する規定を変更する。

[変更内容]

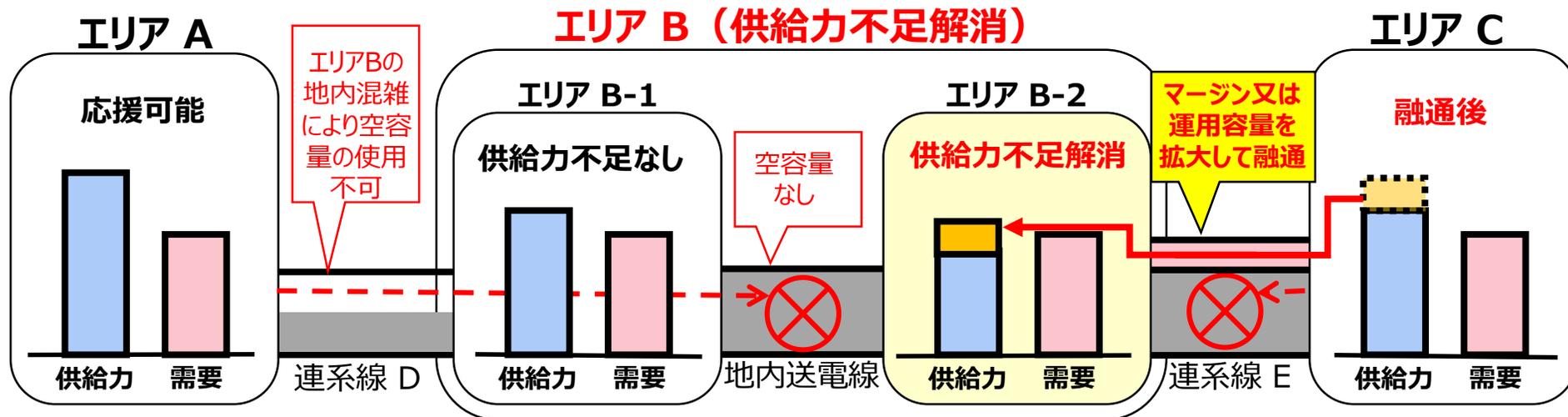
- 本機関は、需給状況を改善するための指示又は要請を実施するに当たって、地内系統の混雑により、連系線の空容量を使用した電気の供給を制限するときは、連系線（空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。）のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを規定。

【業務規程第 1 1 6 条】<変更>

【融通前（エリアBの地内混雑により連系線Dの空容量の使用不可）】



【融通後（連系線Eのマージン又は拡大した運用容量を使用）】



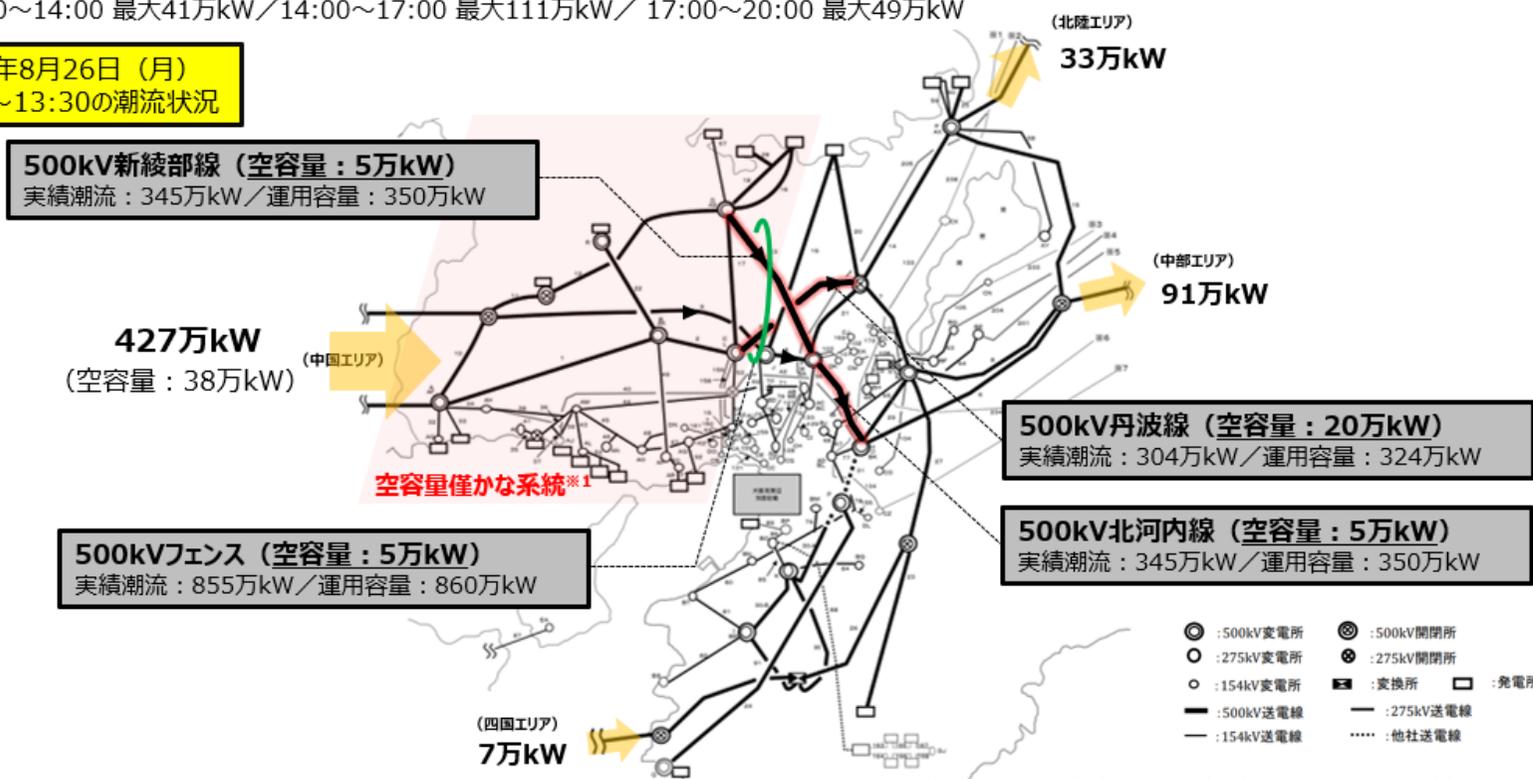
(参考) 【類型②】 関西エリア基幹ループ系統における夏季実績

13

- 関西エリアの猛暑による電力需要の急増により、**午後1時から8時までに最大111万kWを中部エリアより受電**※。
- 同日13:00～13:30において、関西エリアの500kVフェンス・新綾部線・北河内線の空容量は約5万kWとなり、関西中国間連系線の空容量約40万kWを下回っていたため、**当該送電線の系統制約により中国エリア以西からのエリア間補正融通が制限される状況**にあった。

※ 13:00～14:00 最大41万kW / 14:00～17:00 最大111万kW / 17:00～20:00 最大49万kW

2024年8月26日 (月)
13:00～13:30の潮流状況



※1 混雑 (空容量僅かな) 系統は、イメージとして記載

足元および中長期 (2029年度) の見通し

25

- 足元 (2024年度) では、2024年8月 (需給ひっ迫時) に関西エリアの基幹ループ系統で空容量が僅かとなったこと、**2025年冬季昼間帯でも同設備で空容量が僅かとなる可能性があることを確認**した。
- また、中長期では、第83回本委員会で報告した「2029年度の系統混雑に関する中長期見通し」において、複数のエリアで夏季・冬季昼間帯での混雑 (空容量僅かな) 系統を確認した (冬季点灯帯では確認されず)。
- 足元から中長期にかけては、**地域間連系線の増強による再エネ電源等の広域的取引が拡大することや、再エネ適地を中心とした偏在的な再エネ導入が進むことを主な要因として、再エネ適地から大需要地に向かう基幹送電線・フェンス等で系統混雑 (空容量僅かな) が進展していくものと考えられる。**
- 以上を踏まえ、次章では、重負荷期に基幹ループ系統混雑が生じた場合の需給運用へ与える影響について整理した内容を紹介する。

2. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 用語や定義の一部見直し等

[変更内容]

- 規程類で定義している用語や定義について、以下のとおり見直しを行う。
 - (1) 連系線の混雑を解消するための措置※¹として定義している「混雑処理」について、ノンファーム型接続の適用開始により地内系統にも混雑が発生することを考慮し、一般送配電事業者の供給区域内の流通設備の混雑を解消するための措置※²を含む用語として定義を見直す。
 - ※¹ 連系線に混雑が発生する場合、本機関は、JEPXの翌日取引（前日スポット取引）で連系線を跨ぐ約定を制限するとともに、それ以降、連系線の計画潮流を抑制し混雑を処理。
 - ※² 平常時に地内系統で混雑が発生する場合、一般送配電事業者等は、再給電及び一定の順序に基づく制御により、混雑を処理。
 - (2) 日本卸電力取引所の取引規程に基づき「1時間前取引」を「時間前取引※³」に変更する。
 - ※³ 時間前取引は、実需給前日の夕方から実需給当日のゲートクローズ（実需給の1時間前）までの間に日本卸電力取引所で随時行われる電気の取引。
- 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関して、発電設備等の連系時の業務フローと同様に、一般送配電事業者等は、工事が長期にわたる場合、混雑緩和希望者等からの工事費負担金の支払い条件の変更要請（分割払い等）に対して合理的な範囲で応じること、及び混雑緩和希望者等は、詳細検討の回答日※⁴から1か月以内に工事費負担金契約を一般送配電事業者等と締結する必要があることを明記。
 - ※⁴ 一般送配電事業者等は、詳細検討で、必要に応じて現地調査を行い「増強工事の概要」、「概算工事費」、「工事費負担金概算」及び「工期」等を検討し、混雑緩和希望者等に回答。

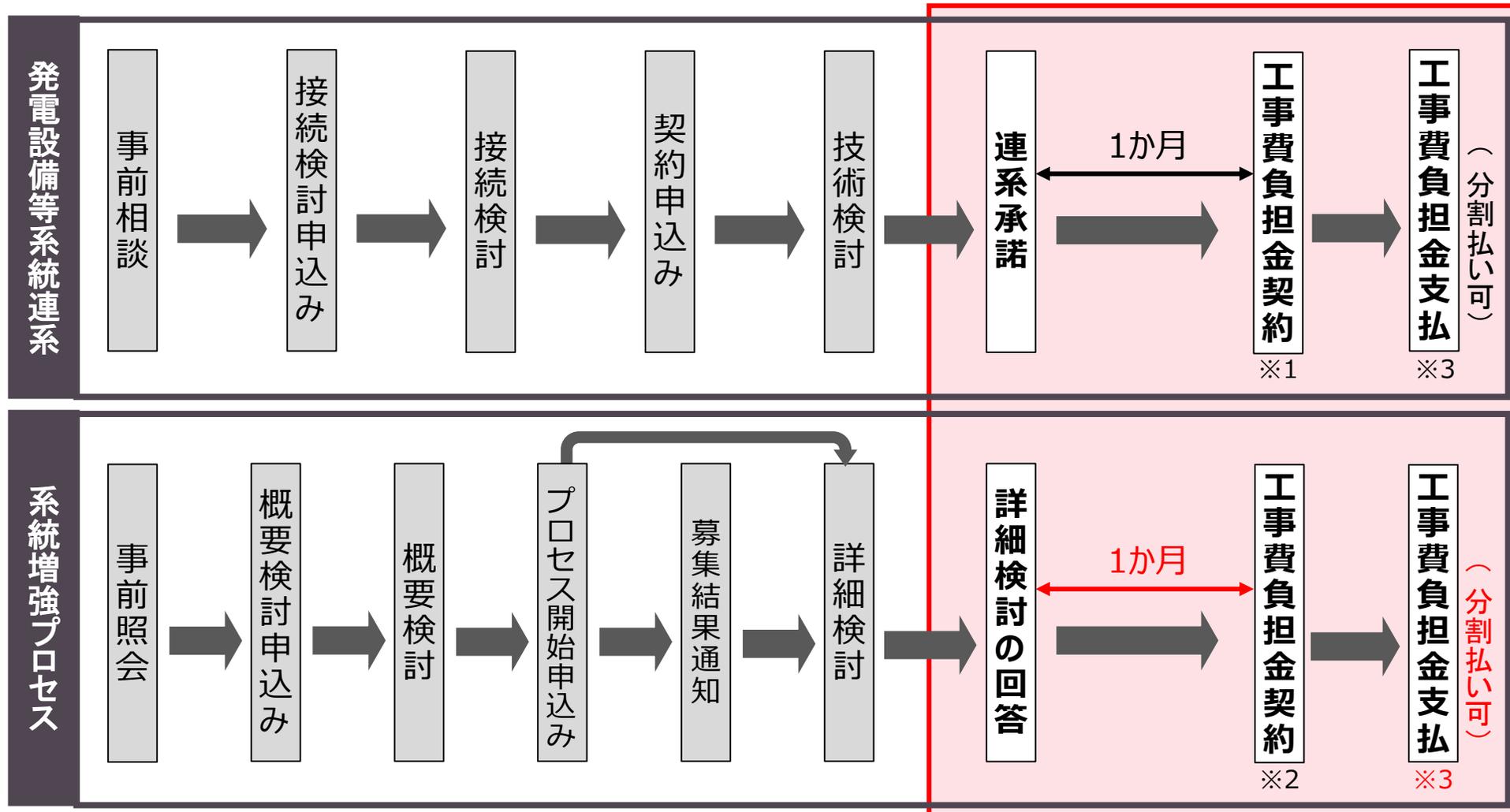
[変更内容]

- その他記載の適正化（字句修正等）。

【業務規程第2条、第121条、第123条の2、第125条、第131条、第132条、第134条、第143条、第143条の2～第143条の5】<変更>

【送配電等業務指針第88条の2、第93条、第97条、第103条、第138条、第139条、第140条、第141条、第153条の3、第209条の2、第221条】<変更>

* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文



- ※1 系統連系希望者は、連系承諾後 1 か月以内に、一般送配電事業者等と工事費負担金契約の締結が必要。
- ※2 混雑緩和希望者等は、詳細検討の回答後 1 か月以内に、一般送配電事業者等と工事費負担金契約の締結が必要。
- ※3 工事が長期にわたる場合は、一般送配電事業者等との協議の結果を踏まえて、合理的な範囲で支払い条件の変更 (分割払い等) が可能。